

商工会ニュースやはば臨時号No.11

インターネットを活用して 売上を上げよう!

WEBサイトは
最強の営業マン

顧客を黙って待っているだけでは、時代に取り残されてしまいます

まずは「見てもらう」
ホームページを運営しよう

SNSの活用で
潜在顧客を掘り起こそう!

パソコンやインターネットの活用が当たり前になり、消費者の購買動向が変化する中で、実店舗の店先で黙って顧客を待っていたのでは時代に取り残されてしまいます。そのような状況の中、ホームページを立ち上げたものの、どう運営していったらいいのかわからないという声をよく聞きます。ホームページをどう改善したら良いか、また、SNSやネットツールの活用術などをお伝えします。

《とき》 令和元年11月15日(金)

14:00~16:00

《ところ》 矢巾町商工会館2階 研修室

《内容》

- ホームページは最強の営業マン
- 人間の心理・行動を知ること
どう改善したら良いか考えよう
- SNS、どう活用する?
・Twitter ・Facebook
・LINE@ ・Instagram
- これは使える!
ネットツールのご紹介

《受講料》 無料

《定員》 30名(定員になり次第、締切。)

《その他》

駐車場は、「商工会館向かいの盛岡南消防署矢巾分署」をご利用ください。
駐車の際は、「フェンス側(南側)に県道側から順に駐車」をお願いいたします。

《講師プロフィール》

えびな あきこ
蝦名 晶子

ディーシーティーデザイン 代表

NPO法人あおもりIT活用サポートセンター 副理事長

生まれも育ちも、現在の活動拠点も青森市。地元青森のショッピングセンターの販売促進課でマーケティング・共同販促・広告・イベント企画・ディスプレイ等に携わる。「何かをつくりあげる」ことに魅力を感じ、「デザインを発注する側」から「デザインする側」へ転身。2004年に「ディーシーティーデザイン」を設立、Webサイトや紙媒体の企画から制作、活用提案、さらに継続的な運用支援を行っている。クリエイター向けのセミナー講師のほか、経営者向けの講演なども行う。2012年、青森県内の仲間とNPO法人あおもりIT活用サポートセンターを設立。IT教育部会を担当し、ITに関わる人材育成に力を注いでいる。何事も「つなげる」ことが好き。人と人、モノやコトはひとり(ひとつ)よりもつながることにより良いものになると信じている。共著に「The Non-Designer's Design Book Missing Pages 2018」(マイナビ)。

IT活用セミナー「インターネットを活用して売上を上げよう!」参加申込書

令和元年 月 日

事業所名		参加者氏名	
電話番号		FAX番号	

※複数人で参加する場合は、コピーしてお送りください。切り取らず、このまま返信してください。
【問い合わせ先】矢巾町商工会(及川・山田) TEL:019-697-5111、FAX:019-697-5115

～ 「一日公庫」及び金融特別相談会のご案内 ～

商工会では、会員皆様の経営資金の調達に役立てていただくために、金融特別相談会を開催しています。

11月16日は一日公庫として開催し、当日は、日本政策金融公庫国民生活事業の担当者が相談に応じ、原則、その場で即決を行い、迅速な資金の調達を希望される方のご要望にお応えします。

運転資金等、融資をご希望される方は、是非この機会にご相談ください。申込みについては、面談の時間調整及び資料の準備のため事前申込みが必要となります。詳細等は、商工会（TEL697-5111）まで。

○一日公庫 ～迅速な資金調達に～

■日 時 令和元年11月7日（木）
午前10時から午後3時まで
■場 所 矢巾町商工会館1階経営相談室

○流通地区 金融特別相談会

■日 時 令和元年11月15日（金）
午前10時から正午まで
■場 所 ラポール盛岡2回第4会議室

※申込等詳細については、商工会（山田、及川）までお問い合わせください。

最低賃金が改正されます！

「使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。」

岩手県最低賃金は、令和元年10月4日から時間額が**790円**に改正されます。

【適用対象労働者】

全ての事業主は、雇用する労働者（パート労働者・アルバイト等を含む。）に、最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

【岩手県最低賃金】

最低賃金は、岩手県内すべての事業場に適用されます。
岩手県最低賃金のほか、産業別最低賃金も確認してください。

詳細は、岩手県労働局ホームページ（<http://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/>）または岩手労働局労働基準部賃金室（TEL019-604-3008）にお問い合わせください。

経済産業省 ポイント還元事業の加盟店登録受付 「令和2年4月末まで延長」 キャッシュレス・消費者還元事業

経済産業省では、令和元年10月1日の消費税引き上げに伴い、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上にむけて、消費税引き上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者がキャッシュレス手段を導入した場合、加盟店登録申請することで消費者に対し、国からポイント還元をするものです。この加盟店登録は、「統一 QR コード決済申込」と併せて申込みが可能となっていますので、この機会にキャッシュレス化をご検討ください。

- ◆加盟店登録申請延長期間：令和元年10月1日（火）～令和2年4月30日（木）
- ◆キャッシュレス・消費者還元事業ホームページ：<http://cashless.go.jp/>
- ◆問い合わせ先 矢巾町商工会 TEL019-697-5111、FAX019-697-5115